

平成31年4月

各 位

河内長野市

### 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う電子入札案件の取扱いについて

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率（以下「新消費税率」という。）の引上げが予定されております。

そこで、河内長野市が発注する電子入札案件における『建設工事及び建設コンサルタント等の業務委託』の取扱いを定めましたので、お知らせします。

#### 記

##### 1. 基本方針

平成31年9月30日までに契約締結を行う案件については、新消費税率10%が適用される場合であっても現行の消費税率8%で当初の契約締結を行い、同年10月1日以降、契約変更により消費税及び地方消費税の増額分について契約金額の変更を行うこととします。

##### 2. 平成31年9月30日までに入札を行い、同日までに契約締結する案件について

###### (1) 入札公告

現行の消費税率8%にて入札公告を行います。

###### (2) 入札

入札における予定価格、最低制限価格（以下「予定価格等」という。）にあつては、現行の消費税率8%にて積算しています。よって、入札に参加される際は入札書に消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

###### (3) 契約締結

現行の消費税率8%で契約を行い、新消費税率10%が適用される契約については、変更契約を行います。

3. 平成31年10月1日以降入札を行う案件について

(1) 入札公告

新消費税率10%で入札公告を行います。

(2) 入札

予定価格等にあつては、新消費税率10%で積算し設定しています。入札に参加される際は、入札書に消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(3) 契約締結

契約締結時に新消費税率10%で契約締結を行うこととします。

4. 平成31年9月30日までに引渡し予定の工事で、遅延により引渡しが平成31年10月1日以後になるものの取扱いは、次のとおりとします。

- ・工期の延長が河内長野市工事請負契約約款第19条から第21条までの規定による場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分につき請負代金額等を変更するものとします。

業務委託については工事に準ずるものとします。

5. 平成31年9月30日までに契約締結した案件における前払金、中間前払金、部分払には、消費税の税率の改正による消費税の増額分を含まないものとします。